

議第 36 号

河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定および一級河川の指定の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

～大津放水路(第 I 期区間)の一級河川の指定および盛越川の一級河川の指定の変更について～

1. 知事の意見

国土交通大臣からの意見照会に対する意見としては「格別の意見はない」として回答したい。

2. 大津放水路(第 I 期区間)の概要

大津放水路建設事業(第 I 期区間:琵琶湖総合開発事業区間)は、大津市街地の洪水対策のため、一級河川三田川～盛越川において、洪水を中流部で(分土工を通じて)トンネル放水路に流下させることにより下流区間の洪水被害の軽減を図るものである。

今回、新たに一級河川の指定を行う大津放水路(第 I 期区間)の整備概要は、次のとおり。

- ① 延長 2,443m
- ② 流域面積 7.7km² (名神より上流 5.7km²、名神より下流 2.0km²)
- ③ 計画高水流量 290m³/s (1/100 確率、瀬田川合流部)
- ④ 施工期間 平成 4 年度～平成 16 年度
- ⑤ 事業費 約 641 億円 (内県負担 1/3)

※第 II 期区間:盛越川～諸子川 L=2,270m

3. 大津放水路(第 I 期区間)の一級河川指定の経過

- ・平成 4 年 4 月 琵琶湖総合開発特別措置法の再延長に伴い、草津川放水路と合わせて、国の直轄施工区間となる
(平成 3 年度までは、琵琶湖総合開発関連河川として県で計画)
- ・平成 17 年 6 月 大津放水路(第 I 期区間)の通水
- ・平成 21 年 3 月 淀川水系河川整備計画策定
[第 II 期区間(盛越川～諸子川)の延伸について実施時期を検討]
- ・平成 25 年 12 月 国による事業の事後評価実施
- ・平成 28 年度 国と県において、第 I 期区間の一級河川の指定について、管理引継を含めて調整
- ・平成 29 年度(予定) 一級河川の指定および県管理区間の指定

4. 一級河川盛越川の上流端の変更について

一級河川盛越川の上流端については、大津放水路(第 I 期区間)と一体的に下流の盛越川の治水対策が図られることから、大津放水路の盛越川分土工地点まで、上流端を現在より 540m 上流側に変更する。

5. 今後の対応について

「II 期区間」の事業推進については、今般の国土交通大臣への回答と併せて要望し、今後も様々な機会を捉えて要望する。

《参考:一級河川の指定等に係る手続き》

- ・国土交通大臣より滋賀県知事に対し、意見照会【平成 29 年 2 月 1 日付け】
第 4 条第 3 項:大臣が指定しようとするときは知事の意見をきかなければならない
第 4 条第 6 項:指定の変更または廃止の手続は、指定の手続きに準じて行わなければならない
↓
- ・県議会で議決後、滋賀県知事より国土交通大臣に対して回答【平成 29 年 3 月】
第 4 条第 4 項:知事が意見を述べようとするときは、議会の議決を経なければならない
↓
- ・社会資本整備審議会において審議後、国土交通大臣が指定等を官報で公示【平成 29 年度予定】
第 4 条第 3 項:大臣が指定しようとするときは、社会資本整備審議会の意見をきかなければならない
第 4 条第 5 項:大臣が指定しようとするときは、名称および区間を公示しなければならない

一級河川指定等河川概要図
淀川水系大津放水路・盛越川

